

Title	ジョン・ロック政治思想の形成過程に関する一考察(二) : 道徳的人間像の変容
Sub Title	A study on the shaping process of John Locke's political thought (II)
Author	大森, 雄太郎(Omori, Yutaro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1981
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.51, No.1/2 (1981. 6) ,p.159- 175
JaLC DOI	
Abstract	With the publication of the Lovelace Collection in 1947 it became one of tasks for Locke study to explain the development of his political thought; from initial conservative-authoritarian thought (Two Tracts) to that of liberal inclination in his matured age (Two Treatises). I now approach this development mainly from the aspect of his idea of human nature. Though Locke predicated these two works on the consensus populi theory, they are very different in their view of humanity. While Locke in Two Tracts, having a pessimistic idea of man's degeneration, assumed a sharp contrast between the rational magistrate and the irrational people (or the multitude), Locke in Two Treatises seemed to come to realize man's 'potential rationality' as well as 'actual partiality' (P. Abrams' terminology). It seems to follow from this that he overcame and resolved the initial pessimistic contrast of humanity and came to think of civil society to be the body of men who have a reasonable capacity of the same level. I conclude that in this development of his idea of human nature consists the evolution of his political thought.
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19810600-0159

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ジョン・ロック政治思想の形成過程に関する一考察(二)

— 道徳的人間像の変容 —

大 森 雄 太 郎

二 『統治二論』の人間像

『統治二論』は様々な側面と多くの問題点を含んでいる。しかしここではロックがその『第二論文』⁽¹⁾において如何なる人間像を抱いていたかという点に問題を限定して検討を進めてゆく。また、『第二論文』の人間像でさえも様々な視角から考察可能であるが、問題を整理するために、ロックの抱いた人間像を最もよく窺い得ると思われる点、すなわち彼の政治論のまさに中心軸となっている自然法の認識と適用可能性をめぐって現われる人間像、及び自然状態に抽象されている人間像の二点に考察を限定しようと思う。⁽²⁾

(1) 自然法の認識と適用

問題の検討に入る前に『統治二論』における自然法の基本的性格を確認しておかねばならない。ロックが自然法の第一原理を、少なくとも表面的には、人間の自己保全にありとしているように見えるため、レオ・シュトラウスによって、ロック自然法がトーマス・フーカーの伝統に立つキリスト教的規範ではなく、実はホッブズの近代的功利の原理の隠れみではなかったかとの疑いを生んだ。⁽³⁾ シュトラウスはロック自然法の快樂主義的要素を強調し、そのキリスト教的・伝統

的側面を捨象することによって、ロックにおいては自然法の義務からホッブズの近代的自然権へと強調点が移行されることによって「個人—エゴ—が道德世界の中心と起源となつてたち現われている」と主張し、ロックの自然法が単に自己保全の理性の命令に他ならず、ロックが「語の適正な意味での自然法」⁽⁵⁾ || フーカー的な伝統的自然法を認知し得なかつたと見なした。しかしながらポランが反論している様に、⁽⁶⁾ ロック政治哲学あるいは彼の全哲学は中世的な神的秩序の觀念に基づいていたように思われる。『人間知性論』第二卷第二章に開陳された自由論においてロックは近代的な自由論に立ってはならず、むしろ自由を、それによって悪しき情念を抑制し、神の確立した世界秩序（永遠の祝福）に人間が自らを組み込む *incorporate* ための手段として捉えている。人間行為の本質をなす幸福へと向かう自由は、ロックにおいてはむしろ神が人間本性に刻み込んだ超人間的義務、至福を求めそれに価するものとならねばならぬという絶対的義務の様相において捉えられている。従つて「幸福へと向かう（人間）本性の嗜好と傾向とは一つの義務である」⁽⁷⁾。

更にわれわれは『第二論文』において、神の業なる人間が「唯一なる最高の主の命によってその業にたずさわるために地上に送られた召使いであり、主の所有物であり、主の作品」⁽⁸⁾ であると述べられる時、人間そのものが神的秩序の実現のための手段として捉えられていることに注意せねばならない。そして永遠の秩序の達成のために人間行為の規則として神によって与えられたものが自然法であつた。従つてロック自然法は、ホッブズの功利の原理であるよりはむしろ伝統的・中世的なキリスト教的規範であつたと思われる。確かにロック道德哲学は「自己保全」の功利的原理を含んではいるが、セリガールの言うように、彼の自然法概念においては道德的規範と功利の原理が、「道德的なものは結局のところ有用であるが、すべて有用なものが道德的であるわけではない」⁽⁹⁾ という在り方で整理されており、この点で彼の自然法観は『自然法論』第八論文以来一貫している。⁽¹⁰⁾ ロック自然法概念の基礎はあくまでもキリスト教的規範であつて、その上に快樂主義的要素が加わっていると見なされるべきである。彼は功利の原理を伝統的自然法に合致・従属させようとしたのであつて、セリガールの表現を用いるならば、「自己保全」の原理それ自体は目的ではなく、徳性の達成を頂点とする目的のヒエ

ラルキーの一部分に過ぎない。⁽¹¹⁾

それでは、ロックはこの様なものとしての自然法が認識可能であると考えていたか、またもしそうならばどの程度まで認識可能と考えていたのだろうか。この点に関してロックの表現はきわめて肯定的である。例えば彼は、人が「理性にちよつとたずねてみさえすれば、他人の生命、健康、自由、あるいは所有物をそこねるべきではない」という自然法の命令を理解し得るとしている。⁽¹²⁾ また、自然法の個々の規定に関する考察は現在の問題ではないとしながら、「しかしそのよな法が存在し、しかもそれが理性を備えた被造物 a rational Creature やこの法の研究者 a Studier of that Law にとっては、国家の実定法と同じくらい理解しやすく平明である。否、あるいはそれ以上に平明であるということはたしかである」と明言している。⁽¹³⁾

では、「この法の研究者」のみならず自然法をよく認識し得ると考えられた「理性を備えた被造物」は人間の理性とは何であったか。ロックは自然状態を自由・平等の状態と規定した第四節で、「同じ種、同じ等級の被造物は分けへだてなく生をうけ、自然の恵みをひとしく享受し、同じ能力を行使する……」と述べている。明らかに彼は人間一般を理性的存在と見なしているのであって、⁽¹⁴⁾ 理性を一部エリート⁽¹⁴⁾の享有物とは考えていない。神が自然理性（生れついて与えられた理性）を万人に共通に与えたことが前提されている。しかし第四節を受けた第五節では、この前提に補足説明が加えられている。いわく、「私は前に第二章で『人はすべて自然の状態においては平等である』と述べたが、私があらゆる種類の平等を考えているとはだれも受けとるまい。年齢や徳はその人の正当な優越を認めるであろう。すぐれた才能や功績 Excellence of Parts and Merit が、また別の人を人並み以上の水準に置くこともあるう。ここでは、いわば個人の理性の優劣がもたらすであろう徳、才能、功績の差異が認められている。従ってロックは自然理性の平等という人類平等主義的前提から出発しながらも、理性の發揮における程度の差異を認識していたと思われる。全ての人が合理的であるという命題と、全ての人が同程度に合理的であるわけではないという命題とは矛盾しない。⁽¹⁵⁾ だからロックが一方で自然理性を平

等であるとし、他方で『第二論文』の諸所において人間の非合理的行動に論及していることを論理の矛盾と見なし、ロックの真意をどちらか一方にありとするのは正しい解釈とは言えない。

理性の發揮における個人差の自覚は、第六章の父権論（五二―七六節）における彼の理性観からよく理解し得る。ロックはフィルマー論駁の必要から、よくなし得ているか否かは別として、政治権力と父権とを峻別しようとした。ロックによれば、父権 *Paternal Power*（むしろ親権 *Parental Power* と呼ばれるべきもの）とは、理性を与えられながらもそれを正しく用いることのできない子供が、成人して理性を發揮するに至るまで、父親（むしろ両親）が子供の理性を導くための権力である。それは父親の権力 *Power* であるよりはむしろ義務 *Obligation* と呼ばれるべきものである。ロックにおいては自由とは法の拘束の下で初めて実現されるのであって、フィルマーの言うごとく放縱 *Licentiousness* では決してない。従って自由は法の理解（法を知ること）に基づいている。法を理解するまでに理性能力の開花されていない幼年期においては、人は父親の理性（父親の法理解）によって他律的に自由であり、成人して理性を行使し得て初めて自律的に自由となる（但し、生れながらの理性を与えられていない狂人と白痴は法を理解する可能性から排除され、自由人となる⁽¹⁶⁾）⁽¹⁷⁾。従って、「われわれは理性的なものとして生れたから、生れながらに自由であるとはいっても、それはわれわれが生れながらにして実際に両者を行使できるという意味ではなく、ある年齢に達して理性を持つようになると、それに伴って自由を持つようになる、ということなのである⁽¹⁸⁾」。

ここにおいてロックは、自然理性が狂人と白痴を除く全ての人々に平等に与えられているが、与えられた理性は人の成長と陶冶によって開花されねばならないと捉えている。理性の陶冶の程度によって理性の發揮における程度の差異が必然的となる。通常人は成長とともに理性を用いるようになるであろうし、中でもより良く用いる者とそうでない者⁽¹⁹⁾とがあり得る。更に自然理性を与えられながらもそれを全く行使しない一部の⁽²⁰⁾人々は道徳的に墮落した存在と捉えられることになる。従って『統治二論』には確かに、「勤勉で理性的な人々」*the Industrious and Rational* と「喧嘩好きで争いを好

む人々」the Quarrelson and Contentious の対比があり、⁽¹⁹⁾ ロックは明らかに前者が後者に対してより価値ある存在と見なしている。

C・B・マクファーンソンはこの点について彼がロック財産権論の入念な分析から得た結論の証左とし、ロックは理性においてレベルを異にする二つの階級をみると、これによって両階級間の政治的権利の不平等に根拠を与えてブルジョア的階級国家の理論的正当化を試みた⁽²⁰⁾と解釈した。しかしながらすでに検討したように、ロックは生れついて理性を異にする集団を弁別せず、理性における人間の二分法を前提してはいない。理性の行使における優劣は程度の差異であって、二分法を導く質的差異ではない。そしてロックが道徳的墮落者と見なしているのはマクファーンソンのいう非理性人の集団、労働者階級ではなく、通常人に比べて圧倒的に少数の異常者であると考えられている。彼らは社会階層的に捉えられているのではなく、階層を越えて点在するものと考えられている。以上の様に、自然理性を与えられていない道徳的不能者(狂人と白痴)、及び与えられながらもそれを行使しない一部の墮落者を除いて、通常の理性人にとって自然法は「国家の実定法と同じくらい理解しやすく平明」であり、彼らが「理性にちよつとたずねてみさえすれば」、自然法は容易に認識され得るとロックは考えている。

しかしながら、多数の人々にとって自然法が平明に理解され得るにもかかわらず、政治社会と実定法が必要とされるのは、(一)通常の理性人でさえも自然法を厳格には適用しないからであり、(二)少数の道徳的墮落者が自然法の実現をさまたげているからである。

まず第一に、ロックは自然状態の三つの不都合の第一のものとして「確立した、一定の周知の法」の欠如を挙げた個所で、自然法が実定法のような客観法としての有効性を持たない理由を次のように述べている。いわく、「なぜなら、自然法は、理性的な被造物にとっては、だれにとっても明白でわかりやすいものではあるけれども、しかし人々はそれについて研究不足のため無知であるばかりでなく、利害関係によって心がゆがめられているので、それを自分たちの個々の場合

にあてはめるときには、この自然の法が彼らを拘束するものであることは、なかなか認めなければならないからである⁽²¹⁾。ここでロックが、多数の人々でさえも「研究不足のために無知である」と述べたのは、この個所では政治社会の必然性を説くために自然状態、従って人間本性の否定的側面を強調せねばならなかった文脈上の必要による。重要なことは、人々が理性的であるにもかかわらず、自分自身の関係する事例においては、私的利害心 *partiality* の故に自然法を誤用しがちであると彼が認識していることである。ロックは人間が理性を行使し得る被造物と捉えながらも、人間本性に内在する克服し難い利己心 *partiality* を直視し、その意味においては『世俗権力二論』以来一貫して懐疑主義的であった⁽²²⁾。

この点は続く第一二五節と一三六節で更に明確となる。一二五節においては、人々が自分自身の関係する場合には自己に有利に、また自分の関係しない場合には無関心で怠慢に行動しがちである故に、法の客観的な執行権力が必要であると、政治社会の必然性を説いている。また一三六節においては、人々が「激情や利害のために」自然法を「誤って引用」*mis-cite* し、「誤って適用」*misapply* しがちであるから、政治社会に移行して客観的な裁決権威を設立せねばならないとしている。これらの諸節は自然状態の不都合を枚举し、人間が自然状態ですでに理性的であるにもかかわらず、政治社会への移行が必要とされる理由を提示している。そして自然状態の不都合として一貫して挙げられているのは、通常 of 理性人でさえも、自分自身の関係する場合には、私的利害の故に自然法の適用段階で誤りをおかす (*mis-cite, misapply*) 傾向があるところのことである。常識的に理性を備えかつ行使する普通人の場合には、彼自身のケースにおいて自然法の適用を不確実なものとしている。実定法の必要性がここにある。

第二に、自然法の実現を決定的にさまたげているのは少数の墮落者の存在である。このことをロックは次のように表現している。いわく、「この人類全体に共通の法〔自然法〕によって、全人類は一つの共同社会となり、他のすべての被造物とは別個の一つの社会をつくっている。そしてもし墮落した人々の腐敗と邪悪がなければ、この他にはどんな社会も不要だろうし、また人々がこの偉大な自然の共同社会から離れ、明文の同意によってもっと小さく分裂した集団に結合する

必要もないのである」⁽²³⁾。自然法は理性の法であり、理性的被造物たる人類一般をその対象とする。従って自然法が厳密に適用・実現されるならば、普遍的な人類共同体が成立せねばならない。ところが現実に諸政治体が分立しているのは、道徳的に墮落した人々が自然法による人類共同体の実現をさまたげていることによる。

以上の様に、人々が自然状態から契約によって政治社会に移行し、自然法のみならず実定法（及びその執行権力）を必要とするのは、(一)普通人が理性的であるにもかかわらず、利己心 *partiality* を克服し得ていないために、自分自身の関与するケースにおいては自然法を嚴格には適用できないからであり、(二)理性的多数者の集団を外部から脅かす少数の墮落者の存在の故に、自然法の実現が著しくきまたげられているからである。政治権力とは、「法を作る権力であり、法に附随して刑罰を設け、全体の保全をめざしながら、健全で健康な部分 *the sound and healthy* を脅かす腐敗した部分 *those parts which are so corrupt* を、そしてその部分だけを切り離そうとする権力なのである」⁽²⁴⁾。実定法の有効性は政治社会から排除されるべき「腐敗した部分」に対して「全体」であるところの「健全で健康な部分」を守ることにある。そして後者でさえも自然理性の完全な開花には至っていないため、その利己性 *partiality* を克服し得ず、自然法適用を不確実にしている。

明らかにロックは人類の大部分、政治社会の多数の人々が、政治生活に必要な程度には自然法を認識し得る理性人であると見なしている。彼らは理性陶冶の程度を異にするが、質的に二分されるものではない。問題は自然法の適用であって、彼らでさえも現状での理性錬磨の不完全に起因する避け難い利己心 *partiality* の故に、自分自身の関係事においては自然法を遵守しがたい。更に例外的な存在として、政治社会から排除されるべき、理性を放棄した墮落者が外部から彼らを脅かしている。これら両者の不都合を克服し、普通の理性人を神与の秩序に合致させ幸福に導くためにこそ、より正確には個人がその理性によって神的秩序に合致するために最も実効的な政治秩序を提供するためにこそ、統治と実定法が必要とされるのである。

以上の様に『統治二論』の人間像・理性観においては、人間が本来理性的な存在として捉えられ、問題はむしろ与えられた自然理性の陶冶にあるとされている。ここでは『世俗権力二論』で権威的為政者権力の正当化論を導いたペシミステイックな人間像、それに基づく人間性の二分法と硬直した社会観はすでに克服され解消されている。『統治二論』においても人間本性に根づく利己性 *partiality* が自覚されていて、その限りでロックは一貫して懐疑主義者であったが、すでに明らかに『世俗権力二論』のペシミステイックな懐疑は質的に転換されていると言える。

(2) 自然状態論

ここではロック自身が自然状態を歴史的事実||人間の原始的状态と信じていたか、あるいは「市民社会以外のあらゆる社会組織形態の諸欠陥を示すためにロックが用いた規範的装置」⁽²⁵⁾であったかという問題にはふれない。いずれにしても自然状態は、人間存在の基本的様相を説明するために利用されているのであって、私の現在の問題はロックが如何なる人間像を抱いていたかを彼の自然状態論の中に端的に見出すことだからである。

従来から指摘されて来たようにロックの自然状態の叙述は曖昧で二義的である。一般的にはロックの叙述は、自然状態が平和的理想郷||エデンの園であるかのような印象を与える。例えばヴァジル・ウィリーの言によれば、ロック政治論において説明されるべきは、「一体どういう動機から人間は『エデン』の園を捨てる気になったか、ということである」⁽²⁶⁾しかしロックの叙述は「エデンの園」で一貫しているわけではなく、彼の自然状態が何か戦争状態に近いものであるかの様な印象を与える行文も存在する。シュトラウス、コックス、(及びマクファーン)は、後者の側面に焦点をしかることによって従来の「エデン」説とは異なった解釈を提出した⁽²⁷⁾。この点でとりわけ入念な分析を行なっているのは、シュトラウスのテーゼを更に発展させたコックスである⁽²⁸⁾。コックスはシュトラウスと同様にロック自然法の第一原理が実は自己保全の功利的原理であったとする。コックスによれば、ロックの自然状態はホッブズのその対極にある平和状態であるか

のように見えるが、実際はホッブズの戦争状態と変わらないものであって、ロック自身、「人間の原始的状态が『純全たるアナーキー』であり、自然状態が平和で調和的で豊穡な状態であるどころか、実際には戦争、敵意、悲惨の状態であつて、そこでは自然法が効力を持つどころか認識されさえしない」と考⁽²⁹⁾えていた。そしてロックはホッブズが不人気であつたことから彼自身の自然状態の叙述を意識的に操作し、『第二論文』の前半部分では自然状態が平和状態であるとの印象を与えつつ、叙述表現を「漸次、しかし厳密に規則的に変化あるいは発展」⁽³⁰⁾させ、ちょうど真中にあたる第九章以降は自然状態と戦争状態の区別をつかなくさせていると主張した。以下私はロックの自然状態がコックスの言うようにホッブズの戦争状態であつたか否かを検討し、コックス説の克服をとおして私の観点を提示してゆこうと思う。

コックスの指摘するとうり、確かに『第二論文』の後半は前半におけるよりは、道徳的墮落者（自然法違反者）の数が多いような印象を与える。例えば第九章の当初、第一二三節においては、人が自然状態から政治社会へ移行する必然的契機は、自然状態において「大部分の人間が公正と正義を厳格に守ろうとしない」故に、「財産の享受がきわめて不安定であり、きわめて不確実である」から、「恐怖とたえざる危険に満ちた」自然状態から人々が離れようとする動機に求められている。またこれもコックスの指摘する通り、抵抗権論が展開される第九章において、ロックは、不正な暴力を行使する者は「再び戦争状態にもどろうとする」（二二六節）のであり、「国民相互の結び目を解きほどこき、国民をあらためて戦争状態にさらす」（二二七節）、と述べている。これら二つの行文は、論理的に統治以前の状態である前政治的自然状態が戦争状態であると述べたに等しい。そしてこの他に同様の行文は、第二一節と二一九節にも窺⁽³¹⁾われる。

しかしながら第九章以降も例えば第一三一、一六三、一六四、二三〇節などには人間が一般的に合理的であるとした文言が現われているのであって、コックスの言うような『第二論文』の中央分割線は存在しないように思われる。そして注意しなければならぬことは、ロックが『第二論文』においても他の著作においても厳密で体系的な筆者ではなく、しかも用語、概念の用い方が曖昧で多義的であるということである。従つてとりわけロックの場合には、個々の文章はそれぞ

れの大きな文脈の中に置いてのみ正しく解釈され得るのであって、一行の文章を切り出してそれがロックの真意であったと主張することはできない。そしてそのように見るならば、第一二三節は、政治社会と統治の必要性を説いた個所である故に自然状態が過度に否定的に叙述されたと説明し得る。また第二一九、二二六、二二七節は、不正な権力を行使する者こそ反乱者と呼ばれるべきであるとして、同意による立法権力の正当性を述べた個所であるから、反乱者の暴力によって統治が解体し、人民が回帰せねばならない状態＝自然状態がことさら否定的に叙述されたと考えられる。

これらより以上に決定的なことは、ロックがコックスの言うような自然状態と戦争状態の二分的対位法など本来採用していないということである。実際には『第二論文』の初めの部分から自然状態が戦争状態を含むものとして考えられている。まずロックは、自然状態を「平和や善意や相互援助や保全の状態」、戦争状態を「敵意や悪意や暴力や相互破壊の状態」と規定した第一九節において、にもかかわらず両者が客観的な裁決権威の不在において共通するとして、両者を同一のカテゴリーに入れていいる。人々が理性的に平和裡に共存し、「しかも彼らの間を裁く権威を備えた共通の優越者を地上にもたない状態」が自然状態であり、不正な暴力が行使され、しかも「救助を訴えるべき共通の優越者が地上にいない状態」が戦争状態である。そして次に、「権威をもった共通の裁判官が欠けている場合、すべての人は自然状態に置かれる。他方、権利がないのに他人の身体に対して暴力をふるうことは、共通の裁判官がいようがいまいが戦争状態をつくり出す」と述べている。ロック政治論において、人々は共通に服すべき決裁権力を設立すべく契約によって政治社会を形成し、統治を設立するのであるから、「共通の裁判官」の不在をもって政治社会以前の前政治的自然状態の指標とする。そして、「共通の裁判官がいようがいまいが戦争状態をつくり出す」という表現は、自然状態においても政治社会においても戦争状態が出現し得ることを意味している。従って前政治的自然状態も政治社会も戦争状態を含むものと考えなければならぬ。

この点は続く第二〇節において更に明確となる。いわく、「自然状態のように、実定法と権威をそなえた訴るべき裁判

官が欠けていて、全くそのような訴えを行なうことができないところでは、ひとたび始まった戦争状態は罪のない方がいつでも可能なときには相手を殺すことができるという権利とともに、ずっと続く」。前政治的自然状態の困難は、もしそこで戦争状態が生起すれば、客観的裁定権威の不在の故に戦争状態を終息させることの困難さにある。こうして明らかに戦争状態は自然状態に内包される概念として捉えられているのであって、自然状態すなわち戦争状態とは考えられていない。例えば第二一節において、「この戦争状態……を避けることが、人々が社会の状態へと向かい、自然状態を破棄する一つの大きな理由である」と言うとき、ロックは自然状態のうちの戦争状態を克服するために政治社会の形成が必然的となると言っているのである。そしてこの困難を克服したはずの政治社会においてさえも、「裁判が明らかにゆがめられ、法が公然とねじまげられて、一部の人々や党派の暴力や加害行為が擁護されたり、不問に付されたりするところでは、そこに戦争状態以外のものを想定することは困難である」⁽³²⁾。ロックにおいては戦争状態は政治社会にも内包される概念なのである。

以上の検討をまとめると次のようになる。前政治的自然状態は、総体的には「平和や善意や相互援助や保全の状態」である。しかし一部の道徳的異常者によって暴力（不正な権力）が行使されれば、自然状態の中に戦争状態が生起する。ここでは自然法のみが拘束力を有するのであるが、すでに見て来たように、通常の理性人はこの法を認識し得るにもかかわらず、利己性 *partiality* の故にその適用においては甚だ不確実であった。そして人々の争いを決裁する客観的権威と実定法が欠如するため、自然状態下での暴力は解決され難い。政治社会への移行の必然的要因は、こうした「暴力の使用を極小化する」⁽³³⁾ ことにある。しかしながら政治社会においても暴力が全く克服されているわけではなく、一方が他方に対して不正な権力を行使し、しかも共通の裁判官（立法部）の権威を無視する場合には、両者にとって客観的権威が存在しなくなるという意味で自然状態が現出し、この場合には暴力の使用を伴っているため必然的に戦争状態となる。この様にロックにおいては自然状態—戦争状態—政治社会の三者関係は交錯していて明確に区別し得ないものとなっている。

この様に見て来るならば、基本的な解釈は異なるが、マクファーンソンの言うように、ロックの前政治的自然状態は、「エデンの園」としての肯定的側面と戦争状態としての否定的側面との両面を持つていふことができる。それが肯定的であるのは、すでに述べたようにロックが人間一般を理性的存在と捉えたためである。それが否定的であるのは、これもすでに述べたとおり、第一に彼が、通常人は自然法を理解し得る程度には合理的であるが、克服し難い利己性 *partiality* の故に自分自身の関係する事例においては適用を誤りがちであると認めただからであり、しかも第二に、自然理性を具備しながらも全くそれを用いない少数の道徳的墮落者の存在を事実として認識していたからである。自然状態における戦争状態の生起の直接の原因は後者の存在に求められるべきであり、前者の理由はこれを増幅する作用をもつものと考えられるべきである。

しかしながらここで重要なことは、マクファーンソンの言うようには、ロック自身が二つの矛盾する観念の狭間で自己撞着に陥っているのではないということである。⁽³⁴⁾ ロック自身が好戦的な状態としての自然状態（戦争状態）と平和的な状態としての自然状態の間で迷っていた、つまり無意識裡に両者の間で矛盾していたのではなく、平和的・非理性的であると同時に好戦的・非理性的であり得る人間本性を経験的に直視し、両極間をさ迷うものとしての人間像を抱いていた。そしてその背景となっているのが、すでに検討した自然法の認識と適用の局面に窺われた彼の人間理性観であった。セリガの表現を用いるならば、平和的な自然状態と戦争状態としての自然状態とは、「政治生活がその間を振動する二つの極を構成するところの二つの基本的な姿勢」⁽³⁵⁾を説明したものに他ならない。ロックのこうした現実的・経験的な自然状態論は、人が統治を必要とする程度には非合理的であり、しかしホッブズの主権者を必要としない程度には平和的・理性的であると捉えた彼の基本的な人間像を反映したものであったと思われる。⁽³⁶⁾ ここではすでに『世俗権力二論』の多頭怪獣的人民・大衆像が克服されていて、人民・大衆は政治的過程に自己の役割を担い得る程には十分に理性的な存在として捉えられているのではないだろうか。

註

- (1) Two Treatises of Government, ed. by P. Laslett, Cambridge, 1960 (1970), Second Treatise.
- (2) 小稿第二章の展開はもとづいて M. Seliger, op. cit., esp. chs. II, III から多くを採るべきであらう。
- (3) L. Strauss, Natural Right and History, Chicago, 1953, ch. V.
- (4) Ibid., p. 248.
- (5) Ibid., p. 220.
- (6) R. Polin, op. cit..
- (7) Essay concerning Human Understanding, II-21-53. 但しポランの引用による。R. Polin, op. cit., p. 5.
- (8) Second Treatise, sec. 6. 以下『統治二論・第二論文』からの引用は宮川透訳『統治論』一九六八年による。但し原文を挿入した個所がある。
- (9) M. Seliger, op. cit., p. 67.
- (10) ロックは『自然法論』第八論文で、個人の利害、効用 utility が自然法の基礎であるとする快樂主義的観点を排斥して次のように主張した。道徳的善悪の公準たる自然法は効用とは別に客観的に存立するのであり、自然法に合致した行為は結果的に効用をもたらすが、「効用は法の基礎あるいは義務の根拠ではなく、法に従ったことの結果である」。Essays on the Law of Nature, p. 215. 引用文は浜林正夫訳『自然法論』一九六二年による。
- (11) M. Seliger, op. cit., pp. 45-9.
- (12) Second Treatise, sec. 6. Cf. Ibid., sec. 5.
- (13) Ibid., sec. 12.
- (14) Cf. Ibid., secs. 5, 31, 32, 131, 163, 164, 230.
- (15) M. Seliger, op. cit., p. 54.
- (16) Cf. Second Treatise, secs. 57, 63, 170, et passim.
- (17) Ibid., sec. 60.
- (18) Ibid., sec. 61.
- (19) Ibid., sec. 34.
- (20) C. B. Macpherson, The Political Theory of Possessive Individualism, Hobbes to Locke, Oxford, 1962, ch. V. 小稿で問題としているのはロックの抱いた人間像・理性観であるから、マクファーソン解釈のうちロックが理性の「階級分化」を考えていたか否かのみを問題とする。
- (21) Second Treatise, sec. 124. (傍点引用者) Cf. Ibid., sec. 125.
- (22) その他、「更にこれに加えて、人間のどんな集まりにも起こることが避けられない意見の不一致や利害の対立というものを考えてみると……」Ibid., sec. 98.
- (23) Ibid., sec. 128. (傍点とカッコ内引用者)
- (24) Ibid., sec. 171. (傍点引用者) Cf. Ibid., sec. 172.
- (25) J. W. Yolton, 'Locke on the Law of Nature', *Philosophical Review*, 67-4, 1958, p. 496.
- (26) B. ウィリー (深瀬基寛訳) 『一七世紀の思想的風土』一年による。

九五八年、三二九ページ。

(27) Cf. R. H. Cox, *Locke on War and Peace*, Oxford,

1960, p. 205, note A.

(28) *Ibid.*, esp. ch. II.

(29) *Ibid.*, p. 72.

(30) *Ibid.*, pp. 72-3.

(31) 第二一節はマクファーンソンが指摘している。C. B. Macpherson, *op. cit.*, p. 240. なおコックスによれば、以上の諸節の他に第九四、一九八、二〇三、二二五節は自然状態が「無政府状態」であるかの印象を与える。R. H. Cox, *op. cit.*, p. 75, f. n..

(32) *Second Treatise*, sec. 20.

(33) M. Seliger, *op. cit.*, p. 92.

(34) マクファーンソンのロック自然状態論解釈に関しては、C. B.

Macpherson, *op. cit.*, pp. 238-47. マクファーンソンはロックが矛盾する二つの自然状態観を抱いていたとし、一方の理性的自然状態は平等な個人から構成されるものとしての社会観の反映であって、これはそれによってブルジョア的市場社会 market society を道徳的に正当化するための必要な前提であり、他方『第二論文』の第二一、一二三、二二六、二二七節に見られる否定的自然状態は、生来理性のレベルを異にする二つの階級が存在するというブルジョアの観念のより直接的な反映であったとして、ロックの自然状態が矛盾しているのは、ロック自身の社会観が新興ブルジョアジーの矛盾を内包していたからであると主張する。

(35) M. Seliger, *op. cit.*, p. 93.

(36) *Ibid.*, p. 94.

おわりに

『世俗権力二論』の立論の前提は人間が永遠の墮落の淵にありとするペシミズムであった。論理的には為政者もこのペシミズムからのがれ得ないはずであるから、為政者が非本質的事物を規定・強要する無制約の権力に道徳的根拠はないはずであるが、ロックは人間観のペシミズムを為政者には適用しないという論理の破綻をおかしている。そこには、一方に理性的で不可謬的存在であると仮定された為政者、他方に彼の理性によってのみ安全を得る無知蒙昧なる人民・大衆という人間性の二分法的対比があった。そしてこの様な人間像と一六六〇年のロックが強く秩序を志向したという事実との相

乗効果によってホッブズの絶対主権論が導かれた。他方『統治二論』においては『世俗権力二論』のペシミズムが払拭されて、人間はもはや墮落を運命づけられた存在ではなく、個人の努力次第で生来平等な自然理性を發展させ得る主体的行為者として現われている。市民社会像もこれに応じて『世俗権力二論』の二分法が同質的個人の集合へと解消され、為政者でさえ誤りをおかし得るし、人民・大衆も合理的であり得ると捉えられていて、理性はもはや一部エリートの独占物ではなくなっている。

『統治二論』においても市民社会の構成諸個人が利己性 *partiality* を克服し得た存在とは見なされていないのであって、『世俗権力二論』に見られた人間本性の利己性の認識に起因する懐疑主義は『統治二論』にも受けつがれている。しかし前者が人間本性への徹底した不信に裏づけられていたのに対し、後者の懐疑主義は人間理性の積極的評価を伴っている。この間の人間学的發展は、アブラムズの表現を用いるならば、利己性の認識による人間不信から、「現実的利己性」 *actual partiality* と同時に「可能的合理性」 *potential rationality* の認識によるオプティミズムへの發展と云うことができる。⁽¹⁾ 若きロックがペシミスティックな懐疑論者であったならば、成熟期のロックは健全で楽天的な懐疑論者であったと言える。

ロックの抱いた道徳的人間像のこうした変容は、『世俗権力二論』の権威主義からいまだ一步も出ていない『自然法論』(一六六三/六四)と彼が初めて自由主義的立場に立った『寛容試論』(一六六七)の間に生じたと思われる。この間の転回はロック自身の内的な心理的变化であって、この変化を決定的に裏づける伝記的事実を挙げることはできないが、六年一月から翌年にかけて彼がブランデンブルクへの外交使節団に同行し、現実政治に初めて接触したことは注目されてよい。一六五二年に故郷ベルトンを離れて以来、ウェストミンスター・スクールからクライスト・チャーチに進学し、狭い学校社会の中で伝統教育を享受し続けて来たロックにとって、現実の政治世界との接触は心理的变化のための十分なインパクトであったように思われる。そしてこの時彼が大陸で書いた一通の書簡は、⁽²⁾ 六五年以前の諸著作・書簡とは微妙

な変化を示している。

可能的合理性の觀念の發生は、人間がいわゆる「生来の政治的徳性」*natural political virtue* ⁽³⁾を備えているとの認識を導き、諸個人の様々な意欲が交錯してなおかつ秩序の保ち得る場としての社会像を生み出すのであって、ここに自由主義の主要な信条の一つである個人主義への道が開かれる。また政治機講論の平面では、君主でさえ過謬性をまぬがれず、逆に人民も合理的判断をなし得るとする人間像によって、君主（行政首長）——立法部——人民（抵抗権）の権力抑制構造が初めて可能となり、必要となる。『世俗権力二論』が同じ同意理論に依拠しながらも權威主義を導いたのは、強力な秩序志向とあいまって、ロックが人民・大衆への不信から彼らに同意後の政治的役割を認め得なかったからであり、『統治二論』がより自由主義的であり得たのは、ロックの道徳的人間像の変容の故に、人民を政治的過程に参与させ、「同意による統治」の理論を提出し得たからではなかつただろうか。

なおすでに述べたように、マクファーンソンはロック財産権論の分析結果を論拠に、ロックが『統治二論』において理性の「階級分化」を認め、これによってブルジョアの階級国家に倫理的正当化を与えたと解釈した。ここから『統治二論』におけるロックの中心主題が、ブルジョアジーの「前近代的専制権力」からの解放のみならず、ブルジョアジーによる「レヴェラーズ的大衆」の収奪にあつたとする解釈が生れて来る。マクファーンソン解釈の正否を検討するためには『統治二論』の様々な問題点の検討を要するが、小稿において道徳的人間像という限られた平面で考察した限りでは、成熟期のロックは理性能力において人間性を二分する初期の權威主義的・エリート的思考法をすでに克服しているのであって、理性の階級分化はなかつた。しかしここではロック政治論の根底に存すると思われる人間像の平面では、ロックが人類平等主義的観点||道徳的平等主義に立っていたことを確認して、『統治二論』の自由主義そのものの検討を今後の課題としたい。

註

(1) P. Abrams, op. cit., pp. 285-7. P. Abrams, *Two Tracts on Government*, 1967, Introduction, pp. 96-7.

(2) *The Correspondence of John Locke*, ed. by E. S. de Beer, Oxford, 1976, I, no. 175, pp. 227-31, Locke to the Hon. Robert Boyle. クレーフェでの見聞を友人ロバート・ボイルに伝えた書簡で、この時期のロックが宗教寛容について述べた貴重な史料である。ロックはかの地でカソリック、カルビン主義、ルター主義がともに寛容されていることを伝えた個所で次のように述べている。「しかしながら、彼らの教会の相違は彼らの家にまでは入り込んではいません。彼らは彼ら〔自身〕の天国への道を選ぶことを互いに許し合っており、と申しますのも、私は彼らの間に宗教を理由とした争いや憎しみを見出し得なかったからです。この様に善き相互関係は、部分的には為政者権力のおかげでありますし、また部分的には人民の思慮分別と良き本性のおかげであります。彼らは……秘密裡の憎悪や怨恨を抱くことなく、様々な見解を自由に抱いているのです」。Ibid., p. 228 (傍点とカッコ内引用者)。「人民の思慮分別とよき本性」の次第によってはあらゆる宗教宗派が寛容されてなおかつ平和裡に共存し得ることを観察したということ自体、彼の内面の信念が寛容の方向に動き始めていたことを示すのではないだろうか。一六六〇年のロックを完全な君主主義者であったとする克蘭ストンは、上記引用文にロックがすでにリベラルへと転回していた現われを読み取り (M. Cranston, op.

ジョン・ロック政治思想の形成過程に関する一考察 (二)

cit., p. 82) ベールは大陸でのこの経験がロックをしてリベラルへと転回せしめたとしている (E. S. de Beer, op. cit., p. 36)。

(3) P. Laslett, *Two Treatises of Government*, Cambridge, 1960 (1970), Introduction, pp. 108-10.

補註

小稿(一) (『史学』五〇巻記念号) 一の(2)で私が『世俗権力二論』におけるロックの「市民社会の構図」と呼んだものについて、P・シャムレー氏が異なった解釈を提示されているので参照された。P・シャムレー (浅野清訳) 「若きロックの著作における経済学と哲学」『経済論集』(東洋大学経済研究会) 五巻一・二号、一九八〇年、七一八頁。

小稿(二) 一六一頁註(2)に引用したロックの書簡を、克蘭ストン、ベールの他に井上公正氏も同じ趣旨で引用されているので参照されたい。井上公正 「ロックにおける寛容思想の展開」、田中正司・平野耿編集『ジッソ・ロック研究』、一九八〇年、第六章、一三二頁。